

# 「建築士サポートセンター」を開設します

令和4年公布の改正建築基準法・改正建築物省エネ法※(以下「改正法」という)の全面施行により、令和7年4月1日以降に着工する建築物の手続きが大幅に変わります。

福井県では、改正法に基づく「設計図面等の作成」等に不安を抱える建築士に向けて、国からの依頼に基づき、福井県建築住宅センターに相談窓口「建築士サポートセンター」を開設します。

## ※改正法の概要

- ・原則、すべての建築物の新築・増改築について、**省エネ基準への適合が義務化**されます。
- ・建築確認・検査にかかる**審査省略制度の対象範囲が縮小**されます(旧4号特例の縮小)。
- ・木造建築物の**壁量基準等が見直**されます。

## 建築士サポートセンターの概要

### ■ サポートの内容

**具体的に図面ができていない建築物**に対し、以下のアドバイスを行います。

- ・確認申請等に添付する書類の種類や記載内容の過不足等
- ・省エネ適判等の手続きに対するアドバイス

### ■ サポート対応可能日時

令和7年1月7日～3月31日(予定)

**毎週 火曜日・木曜日(祝日を除く) 15時～17時**

### ■ サポートの流れ

#### ①お申込み

**事前予約(電話のみ)が必要です。 ☎0776-23-0457**

令和7年1月6日から事前予約ができます。

予約時に必要なサポートの内容をお知らせください。

#### ②相談

原則、対面で行いますので、福井県建築住宅センターへお越しください。  
当日は相談内容が分かる図面等を1部お持ちください。(返却はしません)

### ■ サポート費用 無料

### ■ 注意事項

- ・多数のお申込みがある場合はお断りさせていただくことがあります。
- ・サポートは、提出された図面等への作成アドバイスであり、構造や省エネに関する適合性の判断や具体的な設計提案などには行いません。
- ・改正法の円滑施行に向けて国のHPにオンライン講座が公開されていますので、この機会に是非そちらも確認してください。



国交省 オンライン講座



オンライン講座

建築士サポートセンター事務局：一般財団法人 福井県建築住宅センター

〒910-0854 福井市御幸3丁目 10-15 建設会館3階

TEL 0776-23-0457